

交渉情報	NO.87	日本郵便(株)信越支社
JP労組 信越地方本部	2021年3月5日	添付資料:7枚

2021年度三六協定締結（日本郵便）について

日本郵便（株）信越支社は「2021年度三六協定締結時間数等」について、別紙のとおり信越地本に提示してきました。

地本は昨日、信越地本第67号（2021.3.4）で周知したとおり、信越エリア内で発生した1日4時間を大幅に超える超過勤務と、それに係る不完全な事後対応について強く申し入れを行いました。それに対し支社は、郵便局からの報告が遅くなるなど危機管理体制が欠如していたとし、改めて現場管理者に対し、時間外勤務の考え方、三六協定の意味について、各種会議での指導や情報紙の発信を行うとしました。加えて、支部三六協定締結団交時において、今回に事案も含め再発防止策等について意見交換することで確認したことから、地本では本件対応について「了」と判断したところです。

そのような経緯を踏まえつつ、2021年度三六協定締結について地本-支社間で整理した内容は以下のとおりです。

標記の扱いは中央総合情報第149号（2021.2.25）のとおり周知されているものです。

三六協定は、労基法三六条の趣旨を踏まえつつ、労働者の健康確保を前提に、高い時間外労働の構成割合を改善し、働きやすい環境を整備することで、仕事と生活等の両立をはかり生産性を向上させなければなりません。なお、締結にあたっては時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや職場における必要な労働力の配置状況等についても意思疎通をはかるとしてあります。

それを受け、地本は2020年度の超勤時間状況を求めたことに対し、日本郵便（株）信越支社は、2019年度と比較しても単月の時間外労働状況および非番・週休出勤状況は局数・人数とも減数（郵便・金融関係）となっている。しかし、金融分野では、積極的な営業を控えている影響のため、平均時間はごくわずかなものの、一部の局の役職者を中心に30時間を超える超勤実績が見受けられることから、長時間の時間外労働を行っている社員への業務の偏りを是正するため、各局に対し、定期的に業務の割当状況を見直すとともに、複数の社員で共助共演できるようスキル付与等を行い、応援体制を構築すること。また、安全衛生委員会においても、社員の超勤実績について協議を行い、超勤削減に向けた意見交換及び過重勤務防止策を策定するとしてあります。

さらに、郵便関係職場では超勤に頼った業務運行になっていることが報告されていることから、業務改善策について求めました。支社は、2020年度および2021年度の

取り組みとして、郵便分野では、配達区の調整、再配達削減の取り組み等、業務の進め方の見直しを行ってきており、①テレマティクスの導入について検証・実証実験②再配達削減の取り組み③配達区の調整④ゆうパック等配達業務効率化システムの施行（豊科局・諏訪局へ導入）⑤通区力の向上⑥集配外務能率調査の実施（長岡西局・七日町集配センター）としています。

以上のような具体的な取り組みを進めることを前提に、2020年度と同様の目安時間として整理をはかりました。

支部においても、時間外労働の縮減に向けた業務の見直しや各局における必要な労働力の配置状況等について、意思疎通を行うよう要請します。

詳細は【別紙】添付資料を確認願います。

【労使対応】 支部交渉

スケジュールは以下の通りとなりますので、支部労使間で調整し、対応をはかるよう要請します。

また、新型コロナウイルス感染症予防の取り組みとして、職場や社員の安全確保に十分配慮することとし、労使双方が【別添】のとおり十分留意して対応することとします。

支部窓口交渉および三六協定締結…3月5日（金）～19日（金）